

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度遠賀川河川事務所外3箇所浄化槽維持管理
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今 井 勝 一 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社清々舎 福岡県直方市大字山部1010番地
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,703,220-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,703,220-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 発注件名 令和7年度遠賀川河川事務所外3箇所浄化槽維持管理
2. 履行場所 遠賀川河川事務所外3箇所
3. 契約の相手方 会社名：株式会社清々舎
 住 所：直方市山部1010
 電 話：0949-22-3561
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該役務の目的・内容及び契約に付する理由
 - 1) 当該役務の目的・内容
本件は、遠賀川河川事務所・遠賀川地域防災施設・直方出張所及び岡森堰管理所の計4箇所の浄化槽設備について、定期点検保守等及び滞留汚泥等の引抜清掃・運搬・処理、年1回の法定点検代行、並びに故障時・緊急時一次対応（随時）を行うものである。
 - 2) 随意契約に付する理由
浄化槽の清掃作業は、浄化槽法第35条第1項に基づき当該作業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けた者のみが行うことができる。また当該作業において事業所浄化槽から回収する汚泥は、一般廃棄物として取り扱われており、収集又は運搬は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づき当該作業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けた者のみが行うことができる。
株式会社清々舎は直方市内において、履行場所を含む区域における浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽汚泥）の許可を直方市長より受けている唯一の者であることから、株式会社清々舎を本件役務を履行できる唯一の相手方と判断するものである。
このため本役務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社清々舎と随意契約を行うものである。

（随意契約理由書作成者）

遠賀川河川事務所 総務課長